

金銭消費貸借契約書

貸主〇〇〇〇（以下、甲という）と借主△△△△（以下、乙という）は、次の通り金銭消費貸借契約を締結するとともに、□□□□（以下、丙という）を連帯保証人として連帯保証契約を締結する。

第1条（貸借） 甲は乙に対し、平成23年7月15日、金参拾萬円を貸し渡し、乙はこれを借り受けて受領した。

第2条（支払方法） 乙は甲に対し、前条借入金を次項の通り分割して、甲の指定する銀行口座に送金して返済する。

2 返済は平成23年8月15日限りを第1回返済日とし、以降平成25年8月15日まで毎月15日限り金壹萬貳千五百円を25回に分割して行う。

第3条（利息） 第2条の借入金の利息は元金に対する年5%の割合とし、乙は甲に対し、前条による元金の弁済と同時に、毎月既経過分について支払う。

第4条（遅延損害金） 乙は、本契約に基づく債務の履行を遅延したときは遅延の日の翌日から完済まで、残元金に対する年7.3%の割合による遅延損害金を支払う。

第5条（期限の利益喪失） 乙は、次の事由に該当する場合は、無催告で当然に期限の利益を失い、即時残債務を弁済する。

- (1) 乙が分割金又は利息の支払いを1回でも怠ったとき
- (2) 乙に月、破産、民事再生手続き、会社更生手続きの申立がなされたとき
- (3) 乙が他の債務のため、差押、仮差押を受け、又は強制執行の申立を受けたとき
- (4) 乙が本契約の条項に違反した時

第6条（連帯保証人） 丙は、乙の連帯保証人として、この契約により生ずる乙の甲に対する一切の債務の弁済に就き、連帯保証する。

第7条（公正証書の作成） 乙及び丙は、本契約と同一の約定による強制執行認諾約款付公正証書を作成する。

第8条（合意管轄） 本契約により生ずる権利義務に関する争いを解決するための第一審の管轄裁判所は甲の住所地を管轄する地方裁判所とする。

第9条（協議） 本契約に定めのない事項については、甲乙協議して決定する。

本契約の成立を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙各自記名捺印し、それぞれ1通ずつ保管するものとする。

平成23年7月15日

愛知県西尾市寄住町下田22番地
甲（貸主） ○○○○ 印

愛知県高浜市青木町四丁目1番地2
乙（借主） △△△△ 印

愛知県蒲郡市旭町17番1号
丙（連帯保証人） □□□□ 印